

石油資源開発株式会社「相馬港天然ガス発電所（仮称）設置計画
計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成26年12月26日
経 済 産 業 省

本日、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の6の規定に基づき、石油資源開発株式会社「相馬港天然ガス発電所（仮称）設置計画計画段階環境配慮書」について、石油資源開発株式会社に対し、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べた。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：福島県相馬郡新地町
原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
出 力：約120万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	平成26年11月 4日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成26年12月19日
経 済 産 業 大 臣 意 見	平成26年12月26日

問い合わせ先：電力安全課 磯部、榎福

電話：03-3501-1742（直通）

石油資源開発株式会社「相馬港天然ガス発電所（仮称）設置計画
計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

- (1) 今後、本事業に伴う環境影響を回避・低減するため、必要に応じて専門家等の助言を受けた上で、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査をし、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。
- (2) 今後の検討に当たっては、地元自治体の意見を十分勘案し、環境影響評価において重要である住民関与についても十全を期すこと。

2. 各論

(1) 大気環境

事業実施想定区域の周辺には住居地域が存在するとともに、既設の火力発電所が存在することから、本発電設備の稼働に伴う大気質の環境影響の回避・低減が図られるよう、環境影響評価方法書以降の予測、評価等において、短期高濃度条件等の影響についても考慮し、適切な環境保全措置を検討すること。

(2) 水環境

本事業の放水設備は、既存の火力発電所の放水設備が設置されている海域に新たに設置する計画としており、既存の温排水との累積的な影響が懸念されることから、重畳も踏まえた上で、温排水の影響の調査を行い、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。また、取放水設備の工事の実施に伴う濁水の発生や底質の拡散等の水環境に係る影響が懸念されることから、調査を行い、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。

(3) 温室効果ガス

- ① 本事業の発電技術については、今後、竣工に至るスケジュール等も勘案しながら、東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ（平成25年4月25日経済産業省・環境省）の「BATの参考表【平成26年4月時点】」に掲載されている「(B) 商用プラントとして着工済み（試運転期間等を含む）の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続に入っている発電技術」についても採用の可能性を検討した上で、「(A) 経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術」以上を採用すること。

- ② エネルギー政策の検討も踏まえた国の地球温暖化対策の目標・計画の策定と併せて、地球温暖化対策に係る電力業界全体の自主的枠組（以下「自主的枠組」という。）の構築に向けて、発電事業者として可能な限りの取組を行うこと。また、当該自主的枠組が構築された後は、小売段階が調達する電力を通じて発電段階での低炭素化が確保されるよう、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。
- ③ 事業者として、既存の経年火力発電設備と比べ二酸化炭素排出原単位が小さい本発電設備の熱効率の適切な維持管理を通じて、着実に二酸化炭素排出量を削減すること。
- ④ 本発電所は 2050 年においても稼働していることが想定されることから、第四次環境基本計画（平成 24 年 4 月 27 日閣議決定）に位置付けられた「2050 年までに 80 パーセントの温室効果ガス排出削減」を目指すとの国の長期目標との整合性を確保するため、国の二酸化炭素回収・貯留（Carbon Dioxide Capture and Storage:CCS）等に関する検討結果や、二酸化炭素分離回収設備の実用化をはじめとした技術開発状況も踏まえ、今後の二酸化炭素排出削減対策について、所要の検討を行うこと。
- ⑤ 本事業を含め、事業者における長期的な二酸化炭素排出削減対策について、所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措置を講ずること。

（４）その他

本事業により経年火力発電設備の稼働が減少されれば、環境保全上の優位性をもたらすことが期待されることから、関係者と協力し、最新鋭の天然ガス火力発電設備の導入及び稼働による二酸化炭素排出削減に向けて着実に取り組むこと。